令和４年度包括外部監査の結果に関する報告書

（社会教育行政に関する事業の事務の執行について）

指摘事項	措置状況
第４　監査各論	
２．井上靖記念館	
（２）監査結果と意見	
②観覧者日計表の承認の押印	
観覧者の入館料の徴収に関しては開館日毎に「井上靖記念館観覧者日計表」が作成されている。日計表の承認欄には，館長，係，受付の３欄が設けられているが，２欄しか押印がなされていない。また，承認欄に設けられた役職者と押印者についても一致していない例が散見された。収入に関しては正確性を確保するため，承認欄に設けられた役職者全員が押印をすべきである。	社会教育部文化振興課 承認欄に設けられた役職者が漏れなく押印するよう指定管理者へ指導し，改善した。
３．文化振興課事業	
（２）監査結果と意見	
①補助金の使途について	
民俗芸能の，保存・普及・伝承を目的とする各種事業に要する経費の一部を補助するという趣旨から，活動が行われていない団体に対する支給には問題がある。支給方法の変更ないし適切な活動計画を求めることを検討すべきである。	社会教育部文化振興課 令和４年度については，確認の結果，活動実績のない所属団体があったこと，また，保存連合会として保存・伝承に係る取組がなかったことから，補助金を支出していない。 令和５年度以降についても同様に，補助金の支出に当たっては，各団体の活動状況や保存連合会としての活動計画を確認することとしている。
５．旭川市科学館	
（２）監査結果と意見	
①薬品の管理について	
イ．薬品等の受払簿の作成について	
鍵は３重となっており，現物の管理状況にも特に問題はなく，年度末の在庫一覧も作成されていた。ただし，現状では，受払簿は作成されていない。 受払簿がなければ，年度末に作成する在庫一覧の妥当性を確認することができない。	社会教育部科学館 新たに受払簿を作成し，薬品等の使用状況を記録することとした。

指摘事項	措置状況
７．中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館	
（４）実施した監査手続き	
③備品の現物実査	
・備品番号による管理について	
備品一覧を基に現物確認を行ったところ，その素材や展示品等であることを理由にラベルが貼られていない備品があった。ここで，展示品については別途「平面作品画像リスト」を作成して管理しているとのことであったが，一部の作品につき備品番号が記載されておらず，館長以外現物を特定できない備品があった。 美術館が保管する備品は件数も多いため，現状だと現物と備品一覧との照合に膨大な時間を要することが見込まれる。そのため，「平面作品画像リスト」にも備品番号を漏れなく記載すべきと考える。また，展示品以外のラベルの貼付が困難な備品については，別途管理方法を検討することが望まれる。	社会教育部文化振興課 美術館で収蔵している全ての作品について，会計事務の手引きを基に財務会計システムから出力する備品一覧のCSVデータのほかに，旧来の「備品カード」を備えて管理している。 「平面作品画像リスト」は，日常の学芸的業務（展示内容の検討やリファレンス）を行うための資料として活用しているものであり，備品管理を目的としているものではないため備品番号を記載するように統一していなかったが，「簡易的に作品を照合できる資料」として備品番号を記載し，整理を図った。
８．旭川市民文化会館	
（４）実施した監査手続き	
①ロケーション確認	
・各ロケーションの利用状況と不用品の処分について	
市民文化会館３階のステージ上部には普段立ち入らないスペースがあり，扉を開けたところ物品が投棄されていた。 地方公共団体の財産は，常に良好の状態においてこれを管理し，その所有の目的に応じて最も効率的に，これを運用しなければならない。また，不用品は適切に処分することが求めているため，改めて館内全体を確認し，各ロケーションの利用状況の確認と，不用品につき適切な処分を行う必要がある。	社会教育部文化振興課 指摘後，改めて館内全体を確認し，不用品を適切に処分した。
③備品の現物実査	
・ラベル貼付による管理について	
備品一覧を基に現物確認を行ったところ，ラベルが貼られていない備品や，同じような物品であるにも関わらず，一方にはラベルが貼られているが，もう一方には貼られていない状況があった。 現状だとラベルの貼付漏れなのか，そもそも台帳の登録漏れなのか，あるいは登録の必要の無いものなのか区別がつかないため，登録対象外のものはその旨判別できるような対応が望まれる。また，誰でもいつでも備品一覧と現物とを照合できるよう，ラベルは漏れなく貼る必要がある。	社会教育部文化振興課 指摘後，備品一覧と現物確認を実施し，ラベルの貼付が困難な備品を除き，ラベルを貼付した。

指摘事項	措置状況
・返納届の提出について	
備品一覧を基に現物確認を行ったところ，現物が見当たらない備品があった。 不用品の処分が未処理であることは備品一覧と現物との照合を煩雑にするため，今後は適時適切に返納届を提出し，備品一覧を最新の状態に保つ必要がある。	社会教育部文化振興課 指摘後，備品一覧と現物確認を実施し，更新済みで既に処分されている備品について，会計課へ返納届を提出し，廃棄手続済み。
・備品一覧「保管場所」の記載・更新について	
備品一覧に記載の「保管場所」に保管されていない備品があった。また，そもそも備品一覧の「保管場所」欄に記載のないものがあった。 市民文化会館及び公会堂における備品は件数も多く，そのロケーションも広いため，この記載無しで現物と備品一覧とを照合するとなると膨大な時間を要することが見込まれる。また，適時適切に更新されていない場合，紛失した際もいつどこで紛失したのかその追跡が困難となるおそれがある。 そのため，備品一覧の保管場所欄は漏れなく入力し，更新のタイミングを定めて，少なからずそのタイミングではきちんと備品一覧を更新する必要がある。	社会教育部文化振興課 指摘後，備品一覧と現物確認を実施し，保管場所についても全て記載した。
⑤各種証憑の通査	
・破損（滅失）届の運用について	
市民文化会館では，届出の運用はなされておらず，別途エクセルで管理しているとのことであった。 しかし，届出の提出は使用者に直接記載してもらうことに意味があるとも考えられるため，今後は規則通り破損（滅失）届を提出していただく形で運用する必要がある。	社会教育部文化振興課 指摘後，規則どおり使用者から破損（滅失）届を提出させるよう運用を改めた。
・各種申請書の承認について	
各施設の使用に関する申請書等を閲覧したところ，課長の捺印が無いものが散見された。 申請，届出の受理及び許可等の処理は課長が専決者であるため，適切に証跡を残すことでその責任を明確にする必要がある。	社会教育部文化振興課 包括外部監査対象の令和３年度の申請書等について，決裁権者の押印漏れの不備があったが，現在は，毎日の徴収業務報告の決裁後に，各種申請書等の決裁に押印漏れがないか担当職員が確認している。

令和４年度包括外部監査の結果に関する報告書

（社会教育行政に関する事業の事務の執行について）

意見の概要	意見に対する考え方
第４　監査各論	
１．公民館	
Ⅲ　監査結果と意見	
⑧ネーミングライツの活用について	
旭川市のこれまでの実績を見ると，令和元年度に市有施設におけるネーミングライツの募集を行った際，事業者側からネーミングライツの取得を希望する市有施設を選定して応募してもらう形で募集しており，このときは応募者がいなかった。 確かに，公民館はその性質上ネーミングライツ事業にはなじまないとも解し得るが，ネーミングライツ事業は，将来の施設の老朽化に伴う多額の修繕費を自主的に補填するための財源として有効であり，積極的に活用することが望まれる。 よって，今後ともネーミングライツ事業の募集を継続することを検討されたい。	社会教育部公民館事業課 今後も，市のネーミングライツ事業募集に合わせて対応を行う。
⑩耐震化の状況について	
旭川市が所有する公民館施設21か所のうち，築年数が法定耐用年数を超えている施設は８か所に及び，とりわけ分館の老朽化が著しい状況となっている。こうした状況を踏まえると，耐震改修工事の必要がある避難所については，使用できない災害の種類として「地震」を定め，事前に旭川市のホームページで広く周知することを検討すべきである。	社会教育部公民館事業課 避難所を所管する防災課で，市ホームページの避難所一覧における各施設の詳細ページに『避難所情報』として，地震時に使用不可である旨を記載した。
４．旭川市博物館	
（２）監査結果と意見	
②備品の管理について	
イ．備品の現物確認について	
備品と現物の突合については，年に２回実施しているとのことであるが，全ての備品について年に２回の突合作業を実施する必要性は低いように思われる。 使用のたびに移動するものや紛失の可能性の高いものについては年に２回，そうでないものは年に１回とするなどの措置をとり，その分の時間を使って，収蔵資料のデジタル化などに優先的に取り組むべきである。	社会教育部博物館 備品の現物確認については令和５年度からは，年１回の実施とした。引き続き，収蔵資料のデジタル化などに取り組んでいく。

意見の概要	意見に対する考え方
④利用者増加に向けた取組	
イ．旭川市博物館の案内について	
旭川市大雪クリスタルホールは，博物館のほかに，音楽堂，国際会議場から構成されており，外観からは，この建物内に博物館があることが非常に分かりづらい。 外観との兼ね合いもあるが，旭川市博物館を訪れようと思っている人のみならず，旭川市博物館への来館を目的としていない観光客等に対しても，旭川市博物館が近くにあることを認識できるような案内や看板の設置について検討を継続すべきである。	社会教育部博物館 旭川市博物館の看板等の設置について検討を継続する。ホームページやパンフレット，各種印刷物やSNSなどでの所在地の表記については，既に博物館は「大雪クリスタルホール内」という表記にしており，周知を図っている。
ロ．パスポートなどによる入館者数増加へ向けた取組について	
博物館は，動物園や科学館に比べて，年間に何度も訪れる人は多くないであろうが，たとえば旭川市博物館，旭山動物園，旭川市科学館の３館の共通パスポートとして，博物館は１回分の料金の上乗せのみに設定するなどの方法も考えられる。 それぞれが別々に入園者数を増やす努力を重ねることも重要であるが，同じ旭川市の施設である動物園や科学館の集客力を利用することも検討すべきである。	社会教育部博物館 動物園，科学館など市内10施設が参加し，他の参加館の使用済みチケットの半券の提示などにより，当該館の入館料を割引する「旭川リンク・リンクミュージアム」の取組を行っており，博物館もこれに参加しているほか，旭川観光コンベンション協会が発行している，旭山動物園入場券と他の協賛店や施設を割引価格で利用できるチケットがセットになった「旭山動物園入場券付きよくばりチケット」にも協賛し，動物園や科学館の集客力を活用して認知度を高め，入館者の増加に繋げる取組を行っているところである。今後も，博物館の認知度を高め，入館者の増加に繋げる手法を検討していく。
⑩SNS活用	
今後，収蔵資料のデジタル化にともない，SNS等を活用した取組の重要性も増してくると思われる。現在，旭川市博物館のSNSは，博物館の職員が担当して行っているが，このようなSNSを活用した取組は，旭川市博物館などの施設ごとではなく旭川市全体で取組むことも検討すべきである。	社会教育部博物館 旭川市では，公式SNSとして，LINE，Facebook，Twitter，YouTube，Instagramを利用していることから，博物館のSNSアカウントに加え市の公式SNSでもイベント情報を発信することとした。
５．旭川市科学館	
（２）監査結果と意見	
③広報活動について	
コロナ以降，大人だけでなく子どもも，インターネットにいつでもどこでも繋がる環境が急速に整ってきており，SNSの重要性も増してきている。 SNSの利用に関しては，旭川市科学館だけではなく，旭川市全体として取り組むことも考えられるが，その際には旭川市科学館が好例としての役割を担うことも想定し，SNSの活用を更に進めるべきである。	社会教育部科学館 今後もSNSを活用しながら情報発信に努めていく。

意見の概要	意見に対する考え方
④テック・ラボについて	
イ．テック・ラボの更なる活用について	
テック・ラボでは，SNSの更新も頻繁に行われており，また，１階の常設展示を担当するボランティアが，２階の設備（テック・ラボやレファレンスルーム）の説明や利用を促すような声かけも行っている。今後も引き続き，更なる活用に向けた取組を検討して実施していくことが望ましい。	社会教育部科学館 事業の拡充，自主企画の展示等製作での活用，企業向け体験会等の受入れなど，今後も積極的なテック・ラボの活用を図っていく。
⑤ボランティアについて	
ハ．ボランティアの人員確保について	
ボランティアの存在は，旭川市科学館では欠くことのできないものとなっている。 しかし，ボランティアの方の高齢化が進んでおり，このままでは現在のボランティアによるサポート体制を継続することが困難な状況に陥るおそれがある。 今後もボランティアによるサポートを継続するためには，ボランティアの人員確保への対策について本格的な議論を始める必要がある。	社会教育部科学館 サイエンスボランティア旭川の組織体制については、科学館長が団体の理事として参加している同団体において議論を重ねている。 引き続き、今後の動向を注視するとともに、必要に応じて団体と協議していく。
⑨旭川市の施設としての取組	
旭川市科学館では，現在，入館料のパスポートとして，科学館単体のもの，科学館と博物館の共通のもの，科学館と動物園の共通のものの3種類を販売している。 旭川市博物館は，コロナ前の年間の来館者数が2万5千人程度で推移しており，更なる来館者数の増加が期待されるため，旭川市科学館での入館券の販売の際に，旭川市博物館のＰＲと旭川市博物館との共通パスポートを勧めるような取組ができないか検討すべきと思われる。	社会教育部科学館 施設利用者の目につきやすい位置にパンフレットを置いたり，インフォメーションカウンターでの利用者対応の際に博物館や動物園の利用有無の問いかけを行ったり（観覧料割引制度の適用可否判断のため）など，間接的ではあるが市内に類似施設があることを知らせる働きかけは行っているため，この取組を更に進めていく。
⑬企画展開催負担金について	
令和３年度の企画展を開催するにあたって，実行委員会方式を採用している。 企画展は無事に開催され，企画展開催実行委員会に対して負担金が交付された。 経費のうちの一部が企画展に参加していた「サイエンスボランティア旭川」の事業費として計上されていた。つまり，「サイエンスボランティア旭川」への負担金として精算されていた。そのような処理を行うのであれば，そのための特例を定めるなど根拠を明確にしておく必要性があったと思われる。	社会教育部科学館 令和４年度以降は同様の事務処理は発生していないが，今後は特例的な支出処理や事務処理とならないよう，適切な負担金交付事務を行うこととした。

意見の概要	意見に対する考え方
６．図書館	
（６）監査結果と意見	
③除籍について	
ハ．人的要因による除籍を減らすための方策	
ⅱ．長期未返却に関して	
・延滞利用者への督促の連絡方法について	
現在の「マニュアル」では，督促の手続きは原則としてハガキで行うこととなっているが，今後はEメールの登録者が増えると想定されるため，Eメールの登録者には延滞後速やかにメールで返却を促す手続きも必要ではないかと考える。	社会教育部中央図書館 督促は原則貸出期限から１か月経過した資料の未返却者に行っており，Eメール登録者にはメールによる督促を行うこととした。
⑧高齢者・障害者に対するサービス	
ロ．宅配ボランティアについて	
・宅配サービスについて	
【平30 意見】 現在の宅配方法（ボランティアによる宅配。活動に係るガソリン代等の経費もボランティアが負担。）は図書館，利用者のいずれにも費用負担がない。この方法を継続することが最も望ましいのであろうが，宅配ボランティアの高齢化が進んでいること，新たにボランティアになる方が少ないことを考えると，そろそろ宅配方法の見直しを検討する時期にきていることと思う。 【措置状況 △】 当意見に対する措置状況として，「ボランティアの高齢化やなり手不足の課題があるが，現状では，現在の宅配方法や宅配サービス対象者の範囲を継続することが望ましいことから，ボランティアの人員増を図ることを優先することとした。」と回答されている。しかし，実際には，ボランティア数は減少しており，高齢化もますます進んでいる。ボランティアが直接利用者へ届けるという今の宅配方法が望ましいと考えるのであれば，せめて，ガソリン代は市や利用者の負担とすることはできないであろうか。 今後，電子図書の導入で，宅配の件数は減少していくことも予想されるが，宅配を必要とする利用者は必ずいるので，サービスを継続できるよう検討を続ける必要がある。	社会教育部中央図書館 ボランティアの協力により引き続き宅配サービスを継続することとした。ただし，ボランティアへのガソリン代支給または郵送料の受益者負担の方法を検討し，継続的なサービスを行うよう努める。
ハ．視覚障がい者サービス	
ⅲ．大活字本の所蔵及び貸出	
・朗読サービスの継続のために	
このまま高齢化が進めば，宅配ボランティアと同様，継続が困難な状況になることも予想される。そのため，今後，外部のサービスを利用することも検討してはどうであろうか。例えば，視覚障がい者や活字による読書に困難のある人が利用できるコンテンツ等を提供するネットワークに『サピエ』というサービスがある。年間の利用料は生じるが，コンテンツの量も非常に多く，新刊にも対応している。すぐに切り替えるという事ではないにしても，一度検討する価値はあると思われる。	社会教育部中央図書館 現時点においては，視力障害サービスのボランティアは組織体制が充実しているため，一定水準のサービスは行えているものと考えているが，状況を注視しながら，継続して視力障害者へのサービスが提供することができるよう，必要な取組を検討する。

意見の概要	意見に対する考え方
⑨インターネット環境	
・オンラインデータベースについて	
【平30 意見】 　現在オンラインデータベースにアクセスできるパソコンは，資料調査室の受付カウンター内に設置されており，利用者が自ら利用することはできない。職員が利用者の検索希望内容を確認して，代行してシステム利用している。利用者サービスという観点からして，改善すべき点がないかを検討する余地はあろう。 【措置状況 △】 　上記【平30意見】に対する措置状況は，『利用者サービスの視点から，オンラインデータベースの利用可能なパソコンを増やすことより，レファレンスサービスを充実させることを優先することとした。』となっている。 ただし，レファレンスサービスの定義づけも困難であり，レファレンスサービスを充実させるための特別な方策がとられたわけではない。今後，様々な資料が紙媒体での発行を停止し，データベース化されていくであろうと考えられる。そうであれば，利用者が自ら検索できるような体制をとることも必要になってくるであろう。	社会教育部中央図書館 　利用者自らデータベースの検索をするためには，IDと端末の確保が必要となり，予算も必要となることから，現時点では環境整備は難しいと考えており，職員代行によるデータベース利用でもレファレンスには応じられていると認識している。
⑩図書館の利便性について	
・図書館の利用時間などの利用者ニーズの継続的な把握について	
図書館は，北海道内の他の図書館よりも平日の閉館時間が早くなっている。 　閉館時間が遅ければいいというものではなく，利用者のニーズとコストの兼ね合いもあるため一概に結論付けられないが，他の図書館が午後8時までとしているのは，一定のニーズがあるからだと想定される。必要な時期に利用者のニーズを把握する機会を設け，利用しやすい図書館の実現を目指すべきである。	社会教育部中央図書館 　平成29年から始めた現在の平日午後７時閉館に際し，自館の調査により午後７時以降の利用ニーズが高くないと分析した経過があり，現時点では閉館時間は適当と判断している。ただし，今後もニーズの把握等を行いながら，利用しやすい図書館づくりに努める。
⑭人員体制について	
ロ．研修について	
・職員の配置について	
図書館に勤める職員にとって，単純な貸出業務や資料の整理だけが業務ではない。職員にとって重要な業務は，資料の収集，選書，レファレンス等多岐に渡るが，それらの業務を遂行するためには，調査研究や継続的な学習機会の確保が欠かせない。 　会計年度任用職員は，原則1年ずつの契約であり，継続雇用が約束されてはいない。そうであれば尚更，正規職員の配置について何らかの配慮ができないかを検討すべきと思われる。そのうえで，職員の専門性を生かし，自主性を維持，確保する仕組みづくりについて検討すべきと思われる。	社会教育部中央図書館 　正職員の配置等について図書館において課題であると認識しており，関係部局と協議を継続して行っていきたいと考えている。また，研修の充実などにより職員のスキルアップを目指す必要もあると考えている。

意見の概要	意見に対する考え方
⑯指定管理者制度について	
ロ．旭川市の状況	
・指定管理者制度の検討について	
【平30 意見】 運営形態に関する検討は，図書館運営を，指定管理者，市直営のいずれにするかということではなく，利用者が望むサービスはどのようなものなのか，それを効率的に提供するためにはどのような運営形態が望ましいのかという視点で行うべきであろう。 【措置状況 ×】 サウンディング型調査が実施され，旭川市図書館協議会に運営形態に関する報告を行うなど，運営形態や民間事業者のノウハウ活用に関して調査が実施されている。結論に至るまでは，まだ時間を要するであろうが，指定管理者制度を導入している北海道内の図書館への調査を行うなど，今後も調査研究を継続すべきである。	社会教育部中央図書館 図書館では他都市の調査研究をもとに行った内部検討で，現時点では，現在の運営方法が最良と考えている。今後も市民サービスの向上や経費削減に向けた管理の在り方について検討を行う。
10．複数の施設に関連する意見	
②利用料（共通パスポート）について	
旭川市博物館，中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館及び井上靖記念館においては，まずは認知度を高めて，来館してもらうことが重要である。そのため，旭川市旭山動物園と旭川市科学館にこれら3つの施設を加えた5つの施設全てで利用できる共通パスポートを作成し，料金は〔旭川市旭山動物園×旭川市科学館〕をベースとして，他の施設は非常に廉価または実質的に無料で利用できるようなものとするなどの方法も考えられるのではないか。	社会教育部文化振興課，博物館，科学館 動物園，科学館など市内10施設が参加し，他の参加館の使用済みチケットの半券の提示などにより，当該館の入館料を割引する「旭川リンク・リンクミュージアム」の取組を行っており，参加しているほか，旭川観光コンベンション協会が発行している，旭山動物園入場券と他の協賛店や施設を割引価格で利用できるチケットがセットになった「旭山動物園入場券付きよくばりチケット」にも協賛し，動物園や科学館の集客力を活用して認知度を高め，入館者の増加に繋げる取組を行っているところである。今後も，各施設の認知度を高め，入館者の増加に繋げる手法を検討していく。

令和４年度包括外部監査の結果に関する報告書

（社会教育行政に関する事業の事務の執行について）

指摘事項	措置状況
第４　監査各論	
４．旭川市博物館	
（２）監査結果と意見	
②備品の管理について	
ロ．備品ラベルについて	
備品ラベルについては，登録時においても，会計課で作成するよりも各課で作成して貼付する方が迅速に貼付作業を行えるため，会計課で作成する必要性が高くないのであれば，各課において作成するように規定を整えて，統一した扱いとするべきである。 また，各課で備品ラベルを作成するとして，統一したラベル様式を規定して，どの現場においても同じ様式のラベルが使用されるようにするべきである。	社会教育部博物館 備品ラベルは受入れの都度，貼付している。 関係部局と協議した結果，備品ラベルについては会計課作成を基本としているが，汚損破損を確認した場合は博物館内で統一的なラベルを作成して貼付することと整理した。
５．旭川市科学館	
（２）監査結果と意見	
②備品の管理について	
イ．備品と現物の突合作業について	
備品と現物の突合については，全てを同一年度中に実施することが困難であれば，数年で全ての突合を行うように計画的に実施する必要がある。 また，現物があっても，既に使用できないものについては，「供用不用品」として処分することが必要である。	社会教育部科学館 Ｒ５年度中に不用品等の整理作業を終えており，Ｒ６は適正な状態を継続すべく適宜，会計規則にのっとり，物品受入及び不用品処分に係る事務処理（帳票作成や記録など）を行っている。
ロ．備品ラベルについて	
備品ラベルについては，登録時においても，会計課で作成するよりも各課で作成して貼付する方が迅速に貼付作業を行えるため，会計課で作成する必要性が高くないのであれば，各課において作成するように規定を整えて，統一した扱いとするべきである。 また，各課で備品ラベルを作成するとして，統一したラベル様式を規定して，どの現場においても同じ様式のラベルが使用されるようにするべきである。	社会教育部科学館 備品ラベルは受入れの都度，貼付している。 関係部局と協議した結果，備品ラベルについては会計課作成を基本としているが，汚損破損を確認した場合は科学館で会計課で作成するシールに準じた記載内容やレイアウトで作成して貼付することと整理した。

令和４年度包括外部監査の結果に関する報告書

（社会教育行政に関する事業の事務の執行について）

意見の概要	意見に対する考え方
第４　監査各論	
１．公民館	
Ⅲ　監査結果と意見	
③自主事業の繰越金について	
各公民館で開講している自主運営講座においては，教材費等のための運営費として１人あたり数千円を徴収しているが，繰越金が収入に対して大きくなっている。教材費等の運営費にあてるために徴収している以上は受益者負担の考え方によるべきであり，その年度において開催中止その他の影響により運営費が費消されずに残る場合には，当該年度の自主運営講座の参加者に対し，返金等の処理等の繰越金等の処理をするように検討すべきである。	社会教育部公民館事業課 年度ごとに返金等の処理を行った上で，千円未満の端数については繰越金として処理するよう，各公民館担当者から百寿大学等の自主講座を運営する各団体に周知を行った。
２．井上靖記念館	
（２）監査結果と意見	
①広報活動の強化と今後の課題	
井上靖記念館では，各種SNSや各種企画により入館者数の増加をはかっているが，入館者数は減少傾向にある。 そのため，開館日の見直しを含めて検討すべきである。特に，冬期の観覧者数が少ない傾向にあることから冬期の営業の見直しの必要性は相当程度高いと考えられ，冬期の開館日の見直しの検討をすべきである。 また，入館者増加を図るため動画コンテンツを含む更なるSNSの活用や，文化施設であること，中学生と高校生を対象としてエッセーコンクールを行っていることからも，小中高生の社会見学を進めることを検討すべきである。	社会教育部文化振興課 冬期の開館見直しについては，隣接する彫刻美術館との共通券や共通年間パスポートの取扱いに関すること，井上靖記念文化財団から貸出しを受けている遺品・愛蔵品の展示公開に関すること，指定管理者による職員の雇用など様々な課題があることから，井上靖記念文化財団やNPO法人文学資料友の会など関係団体から意見を聴取しつつ検討を行ったが，冬期間閉館は困難であると結論付け，令和６年度から５年間の現行の開館体制による指定管理契約を締結した。 なお，冬期間を含め，年間入館者数は令和３年度以降，令和５年度まで増加傾向に転じているところである。 小中高生の社会見学については令和５年度に大型バスを借り上げてこども来館促進事業を実施し，学校授業による市内小学校２校（児童93名，教員８名）の見学を受け入れた。 令和６年度も上記事業の受入れ校数を増やして実施することを予定しており，今後も社会見学の受入れ拡大を積極的に目指していく。

意見の概要	意見に対する考え方
４．旭川市博物館	
（２）監査結果と意見	
①収蔵資料の管理について	
へ．持ち込まれた資料の整理について	
旭川市博物館には，個人からだけでなく，新聞社などからも写真のネガが持ち込まれる。写真のネガは膨大な量があり，その整理を行うには人手も時間も多くを要する。 ネガも山積みになって保管されているような状況である。 ボランティアの更なる活用も含め，意識的に取り組まない限り整理が進まないことと思われるため，何かしらの施策を検討すべきである。	社会教育部博物館 収蔵資料管理マニュアルを見直す中で今後発生する資料の整理の方策について検討するとともに，ボランティアの協力も得ながら作業を行い，資料の整理を進めた。
⑦博物館評価について	
博物館評価に関しては，博物館法第９条において「博物館は，当該博物館の運営状況について評価を行うとともに，その結果に基づき博物館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定されている。 コロナ禍で，利用者数などが目標値と大きく乖離することはやむを得ないが，その他の実現可能な１年間の目標値を定めて，事業年度が終了したら達成状況の把握と今後の改善策等の検討を行い，次年度の新たな目標の策定を行うことが必要である。	社会教育部博物館 前年度の利用実績を踏まえ，今後の改善策等を検討し，当該年度のものとして新たな目標値を策定した。
５．旭川市科学館	
（２）監査結果と意見	
⑥貸室について	
イ．貸室の利用について	
旭川市として，旭川市科学館の貸室事業には積極的な体制をとっておらず，隣にココデがあるため，今後も貸室利用が大きく増加することはないであろうが，それでも収入源の一つではあるため，貸室の利用が促進される方策等について検討すべきと思われる。	社会教育部科学館 貸室利用を高める手段として令和６年10月開始の公共施設予約システムで利用状況の公開と利用受付を行うこととした。
⑦事業計画の策定について	
旭川市科学館としては，コロナ以前に策定した入館者数目標値を目指していることは変わらないため目標値を変更する必要はないとの認識であった。 そうであっても，直近の状況を加味した実現可能性の高い目標値を設定し，その達成に向けて取り組むこと，その結果を旭川市科学館協議会のような外部者に公表し，次年度以降に生かすことも検討すべきと思われる。	社会教育部科学館 施設利用者数は毎年作成する「館報」に掲載しており，科学館協議会各委員に配付したほか，ホームページで一般公表している。 施設利用者の目標値の変更はしていないが，実績値がコロナ禍以前の水準に戻ってきたことから，今後は値の推移を見ながら新たな目標値を設定する。

意見の概要	意見に対する考え方
⑩指定管理者制度についての検討	
北海道内においても，科学館の運営に指定管理者制度を導入している自治体がある。札幌市，釧路市，室蘭市，北見市などである。 旭川市科学館においても，指定管理者制度の導入について可能性を探っているところである。 今後も，指定管理者制度のみならず，民間のノウハウを生かす仕組みについて検討を継続するべきである。	社会教育部科学館 指定管理者制度導入の前に，実施事業の充実，効果的・効率的な施設運営等に取り組み，制度導入に係る課題の解決を目指すこととした。 外部団体や企業との連携，イベント共催を積極的に進めることで事業の充実を図ってきており，今後も継続，拡充していく。
６．図書館	
（６）監査結果と意見	
⑮図書館の計画的な管理運営について	
ロ．実際の管理運営状況について	
ⅳ．図書館協議会等による第三者評価	
【平30 意見】 図書館に対する予算は年々削減されている。 限られた予算の中では，優先順位をつけて事業を行っていくことや長期的に少しずつ事業を行っていくことが必要となってくるであろう。 そのために，まず求められるのは，中・長期計画の立案であろう。計画のなかで，５年から10年程度の期間に係る事業目標を定めることが望ましいと考える。事業目標設定のためには，５年後，10年後における図書館のあるべき姿をまず検討することになろう。 【措置状況 ×】 図書館単独の中・長期計画は公表されていない。 また，次年度を対象とした一年ごとの目標値の設定は行われていない。 コロナ禍で利用者数などを予想しがたいのであれば，必要な規定の整備や職員の講習などの内的要素を目標値と定めることも考えられる。 事業を行う上で，直近の具体的な目標値があることは重要である。	社会教育部中央図書館 活字離れや生活様式の多様性から全国的に図書館利用数は減っており，課題の一つと認識しているが，旭川市図書館としては単純な貸出冊数や利用者数で判断しているわけではなく，旭川市子ども読書活動推進計画及び旭川市図書館運営基本方針を基とした行事開催や他部署連携，また，旭川市社会教育基本計画で定められている学びの機会の充実や郷土愛の育成などの目標により事業を進めており，その中で図書館のあるべき姿を検討していることから，新たな長・中期的な計画は現状では必要ないと判断した。
⑰図書館協議会について	
【平30 意見】 指定管理者制度導入の可否について，あるいは中央図書館の在り方について図書館協議会に諮問を行うことも検討すべきであろう。 【措置状況 ×】 指定管理者制度の導入については，図書館協議会において運営形態等についての説明を始めた段階であり，指定管理者制度導入の可否や中央図書館の在り方について諮問する段階には至っていない。 そもそも図書館協議会がどの程度の役割を担うのか，運営形態や在り方への諮問まで行うのであれば，現状の年２回程度の開催で十分であるか，委員に対する講習会などについても再考すべきである。	社会教育部中央図書館 現時点においては，図書館では直営が最良の運営方法であると判断しており，今までの図書館協議会でも委員から同じ意見が出ている。このため改めて指定管理者制度及び図書館の在り方について現時点で諮問を行うことは不要と判断した。 今後も，案件により複数回の協議が必要な場合においては協議会の回数を増やすことも検討するが，現時点では役割，回数共に見直しの必要はないと判断した。

意見の概要	意見に対する考え方
７．中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館	
（４）実施した監査手続き	
② 概況ヒアリング	
・ 彫刻美術館本館の運営について	
本施設はある程度のスペースを確保できているにもかかわらずステーションギャラリーよりも利用者の数は少なく，有効活用できているのか疑問の残るところである。 建物本来の用途（建設当初は主に師団関係者の会議，研修会，講演会，宴会，結婚披露宴，宿泊，レクリエーション等に使用されていた）を勘案し，期間的に彫刻品の展示とは異なる用途で使用する等利用方法の見直しを検討してみてはどうか。	社会教育部文化振興課 意見のような課題は彫刻美術館としても認識しており，将来を見据えた運営を図っていかなければならないと考えている。令和３年度には現施設の機能充実のための民間活力の導入に係るサウンディング型市場調査を実施したものの，対話の実施に至らなかった。 また，収蔵庫及び展示スペースが狭あいとなっていることから，施設の一部を展示と異なる用途へ転用することは困難であるが，今後も様々な手法により建物自体の素晴らしさを含め彫刻専門の美術館として施設のPRに努めていく。
③備品の現物実査	
・ラベル貼付による管理について	
備品には必ずしもラベルが適切に貼付されているとは言い切れない状況の中，同じような物品であるにも関わらず，一方にはラベルが貼られているが，もう一方には貼られていない状況があった。 現状だとラベルの貼付漏れなのか，そもそも台帳の登録漏れなのか，あるいは登録の必要の無いものなのか区別がつかないため，登録対象外のものはその旨判別できるような対応が望まれる。	社会教育部文化振興課 当該意見にある備品番号の貼付がない備品（脚立）は，旧郷土博物館から建物と共に引き継いだ時から取得経緯不明なものであるが，会計課に確認の上，物品管理規則第15条第４号に基づく所定の処理をし，備品として登録した。 また，備品として扱わない脚立について，備品登録が必要な脚立との明確化を図るため，「彫刻美術館物品」とシール等により明記した。 脚立以外の備品番号の貼付がない備品は，備品番号を別途保管しており，備品台帳と現物との照合により適切に管理している。
・物品現在高報告書の作成について	
定期査察結果表を確認したところ，全ての項目について特に問題は無かった旨報告されているが，実態は異なるものであり，本査察が形骸化しているように見受けられる。 形だけの報告になるのであれば，ローテーションで１年かけて全て確認する形にするなど手法を検討すべきである。	社会教育部文化振興課 彫刻美術館では，彫刻等美術作品を含め約1,800件のもの備品を所管していることから，令和５年度及び令和６年度の２か年で，全ての備品について現物との照合を行い，所在位置を確認することとした。 全ての照合が終了した後は，美術品及び台座に関しては企画展や収蔵庫の整理などで移動のあったものの所在位置を整理するとことし，それ以外の事務備品についても人事異動等により移動があった際にその都度確認し，年度ごとに備品一覧を整理することとした。

意見の概要	意見に対する考え方
④現金等の現物実査	
・現金同等物の管理について	
金庫の中には帳簿で管理されている切手と，入手経路も不明でどう処理すべきか手をつけられずにいる切手があった。 このような状況は管理を煩雑にし，ミスを生じさせるおそれがある。そのため，管理外切手についてはその処分方法を会計課と相談し，適切に処理する必要がある。また，管理外切手がどのように発生するかを特定し，その事象が発生した場合にはどのように処理すべきかをあらかじめ決めておく必要がある。	社会教育部文化振興課 当館では切手を郵便切手受払簿により管理し，当月分を翌月に所属長の決裁を受けている。一方，管理経緯不明であるが管理外となっている切手があった。 これらの管理外切手となっているものについて，郵便切手受払簿に「購入以外の受入切手」の欄を設け，受入処理を行った。 なお，今後はこのような切手が発生した場合は，その都度受入処理を行うこととした。
・釣銭の管理について	
釣銭用として手提げ金庫に３万円が保管されているが，これとは別に，釣銭が足りなくなった時に備えて職員が小銭を金庫に保管している。 万一紛失した場合は責任問題となるおそれがあるため，個人のお金を美術館管理の金庫で保管するのは望ましくない。３万円で足りないのであれば，金額を増やすか，あるいは３万円の内訳で調整できるようであれば小銭の割合を増やすなど，管理方法の再検討が必要である。	社会教育部文化振興課 新型コロナウイルス感染症の感染が減少傾向に向かい，令和４年度から観覧者が徐々に戻り始めたこと，また，コロナ下においてキャッシュレス決済が進んだことにより小銭を持ち合わせない観覧者が増えてきたことにより釣銭が現行の３万円では不足することが多くなり，今後もこのような状況が継続することが想定されることから，会計課に所定の手続を行い，釣銭２万円を追加して合計５万円とした。
８．旭川市民文化会館	
（４）実施した監査手続き	
③備品の現物実査	
・物品現在高報告書の作成について	
定期査察結果表を確認したところ，全ての項目について特に問題は無かった旨報告されているが，実態は異なるものであり，本査察が形骸化しているように見受けられる。 形だけの報告になるのであれば，ローテーションで１年かけて全て確認する形にするなど手法を検討すべきである。	社会教育部文化振興課 令和６年２月に，令和５年度の備品台帳と館内備品現物の突合確認を実施済み。 令和６年度以降も毎年同時期に実施することとした。